

水質保全管理業務に関する特記事項

1 この業務は、水道法に定める水質の状態を配水管末まで保持し、適宜水道法の水質基準に適合させ、給水区域内の水需要者へ安心安全に水道水を供給することを目的とする。また、本業務実施に当たっては関係法令等を遵守すること。

2 水質保全管理業務委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

3 業務委託の内容

(1) 水質管理基準

①配水管末までの配水を常に水道法の水質基準に適合させること。

②配水水質に応じて適切に次亜塩素酸ナトリウムの注入を行い、配水管末での残留塩素管理を考慮し、配水池出口の遊離残留塩素上限を 1.0mg/L 以下、配水管末の給水栓で遊離残留塩素を平常時 0.15mg/L 以上を目標とし、利用者が不快を感じない濃度で常時管理するものとする。ただし、非常時の場合は委託者の指示により、その都度調整するものとする。

③配水管末において、計器の不具合や注入量を上げることで水質基準を保てないと予想される場合は、計画的に管末で排水作業を行い、水質基準を満たすものとする。その際の水道代は企業団が負担するが、受託者の不注意により水質基準を満たせなかった場合に排水した水道代は受託者の負担とする。

(2) 水質検査場所と日数

①点検日数は年間 150 日を目標とし、場所は予め委託者で実績のある 36 箇所とするが、管網解析結果によりその都度場所が変更になる場合がある。ただし、この水質保全管理業務は法令で定められた毎日水質検査とは別の業務である。

4 連絡責任者等

(1) 委託者は、水質保全管理業務、水運用に関する管理のために委託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知すること。

(2) 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知すること。

(3) 委託者は、(1) 及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受託者に変更の内

容を通知すること。

(4) 委託者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う水質保全管理業務に立ち合わせることができる。

5 委託者及び受託者の協力及び義務

(1) 委託者は、受託者が水質保全管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項または受託者と協議決定した事項については、可能な限り必要な措置をとるものとする。

(2) 受託者は、水質保全管理業務を誠実に行うものとする。

6 水質保全管理業務担当者の資格等

(1) 受託者は、水道施設管理技士（管路）3級以上の有資格者以上の資格及び水道管路の操作に精通した者、若しくはそれ同等の技術や知識を有する者を充てること。

(2) 水質保全管理業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の水質保全管理業務担当者に、水質保全管理業務の一部を実施させることができる。

(3) 水質保全管理業務担当者及び水質保全管理業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、水質保全管理業務の実施を補助させることができる。

7 記録の保存

受託者が実施し報告した水質保全管理業務の結果の記録等は、委託者、受託者双方において5年間保存するものとし、記録内容は下記のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------------|
| ①遊離残留塩素 | ⑥天気 |
| ②臭気 | ⑦時刻 |
| ③色 | ⑧日、月間放流量の詳細 |
| ④水温 | ⑨各施設の次亜注入設定量と使用量の詳細 |
| ⑤気温 | ⑩その他水質保全に必要な事項 |

8 その他

この仕様書に疑義のあるとき、または定めのない事項については、その都度両者で協議して定めるものとする。